

ソルテニスカレッジ

スクール規約

1条（名称）

本スクールはソルテニスカレッジ（以下：本スクール）と称する

2条（所在）

本スクールは千葉県松戸市大橋1-1-6に主たる事務所を置く

3条（入会資格）

本スクールに入会できるものはスクールの活動に賛同し、これを遵守することを承諾した方で本スクールが入会に適すると認めた者とします

4条（会費の不返還）

一旦入金した会費等は理由の如何に関わらず返還しないものとする

5条（活動期間）

本スクールは原則として1か月ごとの更新とし、双方から申し出がない限り、自動更新とする

6条（モラル・禁止事項）

スクール生は秩序・風紀を守り、他のスクール生及びその家族・当スクールのスタッフと健全な関わりを守ること。

本スクール規約及び本スクールの定めるスクールガイド等の諸規則を遵守すること

7条（休会・退会）

- 1、本スクールの休会を希望する場合は、前月の5日までに届け出なければならない
休会の機会は3か月とし、その期間が経過した時は自動的に退会するものとする
ただし、本スクールが引き続き休会の必要性を認めた場合はその限りではない
- 2、退会を希望する場合は、前月の5日までにその旨を届け出なければならない

8条（変更事項の届）

住所・連絡先等に変更があった場合には、その旨を届け出なければならない

9 条 (除名)

3 カ月以上会費の納入を怠った時、本スクールは当該スクール生を退会させることができる
本規約に違反する等、スクール生としてふさわしくないと認めた者、信頼関係を続けられないと判断したスクール生及びその家族に対し、本スクールは契約の継続を拒否し退会させることができる

10 条 (健康管理)

本スクールに参加する会員の健康状態に関しては、常に本スクール生 (保護者) が責任をもって管理するものとし、本スクールは一切の責任を負わない

11 条 (事故の責任)

スクール生は施設利用に関する諸規定及びスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとする

これに反して盗難、傷害その他事故が起きても当該施設、本スクール及びスタッフに一切の賠償責任を請求しないものとする。

12 条 (免責事項)

- 1、本スクール練習中の事故については、本スクールの障害保険範囲内にて責に任ずるものとし、その範囲を超える事は一切負わないものとする
- 2、本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難・または本スクールの管理内であっても本スクール指導者の指示に従わないで起きた事故等又はそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を一切負いかねます
- 3、スクール生が保険の加入をしない場合は、怪我や事故等に対して本スクールは一切の責任を負わないものとする
- 4、本スクールをビジター含め、単発での利用中に生じた怪我や事故等に対して、本スクールは一切の責任を負わないものとする

13 条 (休校・閉鎖)

天災・地変・社会情勢の変化・利用施設の理由その他通常スクール運営を継続が不可能となった場合は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがあります

14 条 (細則)

本規約に定めない事項は、本スクールが別に定めるものとします